

答 申 書

(答申第107号)

平成30年1月19日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成28年4月2日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

税務課職員が核燃料税に係る業務のため、電力事業者との間で交わした電磁的記録（電子メール）すべて

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年4月18日付け税第188号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

核燃料税の更新に関する説明会に係る電子メール（以下「本件対象公文書」という。）

(2) 公開しない理由

ア 条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当

県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

イ 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当

県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成28年4月19日、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年7月21日付け税第390号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の非公開決定について

審査請求人が開示を求めた公文書は「税務課職員が核燃料税に係る業務のため、電力事業者との間で交わした電磁的記録（電子メール）すべて」である。福井県は非公開の理由に「核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」などを挙げている。

しかし、福井県は別の公文書一部公開決定処分（平成27年10月9日付け税第451号〈核燃料税の更新に関する資料一式〉）に係る異議申立てに対し、電力事業者との協議内容の手がかりとなるメモ書きや電子メールについて「念のためにそのような文書が存在するかどうか確認するため、税務課内および文書倉庫を探索したが、個人のメモ書きや電子メールの存在を確認することはできず」と、理由説明書に記載している。この説明が正しいとすれば、本件処分については「文書不存在」となるのではないか。矛盾した対応となっており、到底納得できない。

(2) その他の主張について

審査請求人による別の異議申立てでも指摘しているところであるが、福井県は平成23年11月の核燃料税の更新に係る電力事業者との協議について、わざと会議録を作成しなかった疑いがある。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、その時々々の状況を考慮して、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例案を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

本件対象公文書には、説明会の日時や出席者等が記載されており、これらの情報は、説明会がいつ行われたか、出席者の顔ぶれからどのような体制で検討が進められているかなどが推測されるものである。

核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、こうした情報が公

になると、このことがきっかけとなり、様々な方面から県や事業者に対して、核燃料税の更新に向けた検討がどのような段階であるか、また、どのような内容を検討しているかなどの問合せが強まるおそれがある。

その結果、核燃料税の基本方針や制度検討の進め方等に関する様々な誤解、憶測により、外部から電力事業者に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、ひいては、電力事業者と県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり電力事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、電力事業者からの十分な協力が得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

また、審査請求人は、審査請求書の中で、別の公文書一部公開決定処分（平成27年10月9日付け税第451号〈核燃料税の更新に関する資料一式〉）に係る異議申立てに対する理由説明書の説明が正しいとすれば、本件処分については「文書不存在」となるのではないかと主張している。しかし、本説明会は平成28年1月に開催されており、本件対象公文書は、平成27年10月時点では存在しなかったものであるから、特段不合理ではない。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

本件対象公文書を公にした場合、「1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について」と同様の理由により、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、利害関係者等外部からの県や国に対する様々な主張・行動・干渉等が生じ、県が中立的な判断を行うことが不当に損なわれ、新たに条例案を審議・検討するうえで支障が生じるおそれがある。

3 その他の主張について

審査請求人は平成23年度の電力事業者との説明会の議事録が存在していないことなどについての疑義を主張しているが、本件の「核燃料税の更新に関する説明会に係る電子メール」に係る非公開決定との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、審査請求人が開示を求めた公文書「税務課職員が核燃料税に係る業務のため、電力事業者との間で交わした電磁的記録（電子メール）すべて」について、実施機関が保有する公文書のうち、電力事業者から受信した平成28年1月に開催された核燃料税の更新に関する説明会に係る2016年1月19日付けおよび同年1月20日付けの電子メールを印刷した文書を本件対象公文書として特定した上で、条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討することとしている。また、条例制定に向けた制度構築の検討の進め方についても、同様に従前の方法にとられることはなく、その時々々の状況を考慮して決めるものである。

本件対象公文書には、説明会の開催日、出席者等が記載されており、これらの情報は、説明会がいつ開催され、出席者の顔ぶれからどのような体制で検討が進められているかなどが推測されるものである。

このため、核燃料税の更新に向けた制度検討が内容に加えて進め方も未確定である状況においては、本件対象公文書の内容が公になることにより、外部から事業者に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがあり、ひいては、県と事業者との信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、事業者から必要な情報が得られなければ、県は制度として成り立ちえないものを一方的に構築するおそれもあり、仮に制度が構築されても、今後の核燃料税の事務の執行に事業者の協力が得られないなどの支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

なお、審査請求人が、審査請求書の中で、別の公文書一部公開決定処分（平成27年10月9日付け税第451号〈核燃料税の更新に関する資料一式〉）に係る異議申立てに対する理由説明書の説明が正しいとすれば、本件処分については「文書不存在」となるのではないかと主張していることについて、平成27年10月9日付け税第451号に係る公開請求があったのは、平成27年8月26日であり、平成28年1月に開催された説明会に係る本件対象公文書は当該請求時点では存在しなかったものであることから、本件処分と決定内容が異なることについては不合理ではない。

3 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定め

ている。

本件対象公文書を公にした場合、「2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について」と同様の理由により、核燃料税の検討の進め方などに関する先入観や憶測から混乱が生じ、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、事業者に対しても、上記と同様の理由により、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するなどにより、県が核燃料税の制度構築を検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるため、審議・検討に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書は、条例第7条第7号および同条第6号の非公開情報に該当し、非公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 7月21日	・ 諮問書の受理
平成29年 7月24日	・ 審議（第1回）
平成29年 8月28日	・ 審議（第2回）
平成29年 9月28日	・ 審議（第3回）
平成29年10月31日	・ 審議（第4回）
平成29年11月30日	・ 審議（第5回）
平成30年 1月19日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	